

用語解説

あ行

- 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

- 受入地域

他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。

- NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

- NBC災害（エヌ・ビー・シー災害）

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

- Em-Net（エムネット）

緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報をLGWAN（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム。

- e-ラーニング

財団法人消防科学総合センターが実施するインターネット上で防災について学習できる市町村防災研修のこと。

- 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

- 救援物資

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

- 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

- 緊急対処事態対策本部

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。事態対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。

- 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

※事態対処法

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

- 警戒・対策本部、警戒・対策連絡会議

市民等の生命、身体及び財産並びに市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害（重大災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ適切な対応を実施するため、警戒・対策本部又は警戒・対策連絡会議を設置する。

警戒・対策本部は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が複数の部局により組織的に対応する必要がある場合に設置する。

警戒・対策連絡会議は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が関係する部局間の連絡を強化する必要がある場合に設置する。

- ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行なう要員をいう。

- 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

- 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものとされており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。 → ● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

- 国民の保護に関する基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都

道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

- 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

- 国民保護計画

県及び指定行政機関が政府の定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

- 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

- 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ行

- J-A L E R T（ジェイアラート）

全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を経由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。

- 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定める

もの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

<主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

<主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）

<主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

た行

● 対策本部長

事態対処法第10条に定める「事態対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

● 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行す

る部隊をいう。

- トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は行

- 非常通信協議会

非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

長野県には、信越地方非常通信協議会が設置されている。

- 避難行動要支援者

要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。

- 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

- 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

- 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

- 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

- 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

- 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

- 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

- 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

- 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

- 防災行政無線

市役所（統制局）を中心に、主な市の現地機関、地区・区・自治会、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

や行

- 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者。例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

- 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

○ 関係機関の連絡先

【関係指定地方行政機関】

名 称	所 在 地	電 話
農林水産省関東農政局長野農政事務所	伊那市伊那部 4358	0265-72-3178
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市伊那 1499-1	0265-72-7777
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7001

【自衛隊】

名 称	所 在 地	電 話
自衛隊長野地方協力隊協力本部	長野市旭町 1108	026-233-2108
陸上自衛隊 松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766
第 12 旅団第 13 普通科連隊第 2 中隊	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766 (280)

【関係県機関（県警察含む）】

名 称	所 在 地	電 話
長野県危機管理部危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7184
諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10	53-6000
諏訪建設事務所	諏訪市上川 1-1644-10	53-6000
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川 1-1644-10	53-6000
長野県警察本部	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-233-0110
茅野警察署	茅野市本町西 9-39	82-0110

【近隣市町村】

名 称	所 在 地	電 話
岡谷市役所	岡谷市幸町	23-4811
諏訪市役所	諏訪市高島 1-22-30	52-4141
下諏訪町役場	諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8	27-1111
富士見町役場	諏訪郡富士見町落合 10777	62-2250
原村役場	諏訪郡原村 6549-1	79-2111
伊那市役所	伊那市伊那部 3050 番地	0265-78-4111
佐久市役所	佐久市中込 3056	0267-62-2111
長和町役場	小県郡長和町長久保 525-1	026-88-2345
立科町役場	北佐久郡立科町大字芦田 2532	0267-56-2311
佐久穂町役場	南佐久郡佐久穂町大字畑 164	0267-88-2525
小海町役場	南佐久郡小海町大字豊里 57-1	0267-92-2525
南牧村役場	長野県南佐久郡南牧村海ノ口 1051	0267-96-2211
北社市役所	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1111

【関係指定公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
中部電力 ^{パワーステア} （株）諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4559-43	26-8401
東日本電信電話（株）長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389
日本郵便 ^{郵便} （株）茅野郵便局	茅野市宮川 4404-8	72-8500
郵便事業 ^{郵便} （株）茅野支店	茅野市宮川 4404-8	72-2077
東日本旅客鉄道（株）茅野駅	茅野市ちの 3506	72-2242
諏訪中央病院	茅野市玉川 4300	72-2158

【関係指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
アルピコ交通（株）茅野営業所	茅野市ちの 3419 番地 6	72-7141
諏訪郡医師会茅野・原地区幹事長	茅野市本町西 15-32	71-2727
帝国石油株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目 31 番 10 号	03-3466-1236
帝石パイプライン株式会社	新潟県柏崎市大久保一丁目 6 番 2 号	0257-24-2143
諏訪瓦斯株式会社	諏訪市小和田南 17 番 5 号	52-2511
社団法人長野県トラック協会	長野市大字南長地 710 番地 3	026-254-5151
エルシーブイ株式会社	諏訪市四賀 821	53-3833
信越放送株式会社	長野市問御所町 1200	026-237-0500
株式会社長野放送	長野市大字中御所字岡田 131 番地 7	026-227-3000
株式会社テレビ信州	松本市丸の内 4 番 18 号	0263-36-2002
長野朝日放送株式会社	長野市栗田 989 番地 1	026-223-1000
社団法人長野県医師会	長野市若里七丁目 1 番 5 号	026-226-3191
社団法人長野県歯科医師会	長野市大字中御所字岡田 96 番地	026-227-5711
社団法人長野県薬剤師会	松本市旭二丁目 10 番 15 号	0263-34-5511

【その他関係団体・関係者】

名 称	所 在 地	電 話
茅野市議会議長	茅野市塚原 1-18-6	72-1580
茅野市消防委員会長	茅野市金沢 2139	090-3558-7089
茅野市消防団長	茅野市豊平 8177-7	090-8326-8188
茅野商工会議所	茅野市塚原 1-3-23	72-2800
信州諏訪農業協同組合	諏訪市大字四賀 7 8 41	57-8000
茅野市区長会長	茅野市宮川 4833-26	090-3440-5884
茅野市建設業会副会長	茅野市北山 6907-2	77-3880
茅野市水道事業協同組合理事長	茅野市玉川 1445-1	72-8548
茅野市赤十字奉仕団委員長	茅野市金沢 2186-1	090-4158-0655
茅野市ボランティア連絡協議会長	茅野市米沢 4622	82-2113
茅野市社会福祉協議会事務局長	茅野市塚原 2-5-45	73-4431

茅野市国民保護協議会委員 名簿

	職名	所 属	国民保護該当条項	
	会長	茅野市長	第 40 条第 2 項	市長
1	委員	農林水産省関東農政局総括農政推進官	第 40 条第 4 項の 1	指定地方行政機関の職員
2	委員	中部森林管理局南信森林管理署長	第 40 条第 4 項の 1	指定地方行政機関の職員
3	委員	陸自第 12 旅団第 13 普通科連隊第 2 中隊長	第 40 条第 4 項の 2	自衛官
4	委員	諏訪地域振興局	第 40 条第 4 項の 3	県の職員
5	委員	諏訪建設事務所長	第 40 条第 4 項の 3	県の職員
6	委員	諏訪保健福祉事務所長	第 40 条第 4 項の 3	県の職員
7	委員	諏訪広域消防本部消防長	第 40 条第 4 項の 5	消防吏員
8	委員	茅野警察署長	第 40 条第 4 項の 3	県の職員
9	委員	茅野市議会議長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
10	委員	茅野市消防委員会長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
11	委員	茅野市消防団長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
12	委員	中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
13	委員	東日本電信電話(株)長野支店災害対策室長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
14	委員	郵便局(株)茅野郵便局長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
15	委員	エルシーブイ(株)代表取締役社長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
16	委員	アルピコ交通(株)諏訪支社茅野営業所長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
17	委員	諏訪郡医師会茅野原地区幹事長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
18	委員	東日本旅客鉄道(株)茅野駅長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
19	委員	茅野商工会議所会頭	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
20	委員	信州諏訪農業協同組合代表理事組合長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
21	委員	茅野市区長会長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
22	委員	茅野市建設業会会長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
23	委員	茅野市水道事業協同組合理事長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
24	委員	茅野市赤十字奉仕団長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
25	委員	茅野市ボランティア連絡協議会長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
26	委員	茅野市社会福祉協議会局長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
27	委員	茅野市女性団体連絡協議会長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
28	委員	茅野市男女共同参画推進会議委員長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
29	委員	パートナーシップのまちづくり推進会議会長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
30	委員	宮川茅野区区議会議員消防委員長	第 40 条第 4 項の 8	知識又は経験を有する者
31	委員	諏訪中央病院院長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
32	委員	諏訪中央病院看護部長	第 40 条第 4 項の 7	指定公共機関等役員又は職員
33	委員	茅野市副市長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員

34	委員	茅野市教育長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
35	委員	地域創生政策監	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
36	委員	茅野市総務部長（危機管理室長）	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
37	委員	茅野市企画部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
38	委員	茅野市市民環境部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
39	委員	茅野市健康福祉部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
40	委員	茅野市産業経済部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
41	委員	茅野市都市建設部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
42	委員	茅野市子ども部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
43	委員	茅野市生涯学習部長	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
44	委員	茅野消防署長（危機管理室消防課長）	第 40 条第 4 項の 6	市の職員
45	委員	長野気象台長	第 40 条第 4 項の 1	指定地方行政機関の職員

【避難実施要領パターン】

基本指針の記載（P 25、抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領パターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。（以下略）

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領パターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領パターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、危機管理室を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

弾道ミサイル攻撃の場合

(一例)

避難実施要領 (一例)

茅野市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（p 18 参照）が存在する。）。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じてこの音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人々人のとるべき対応を周知徹底する。

(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。)

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は離れるよう周知する。

3 その他の留意点

特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識をもってもらえるよう、避難行動要支援者の「個別避難計画」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（一例）

茅野市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、茅野市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

茅野市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に、各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、茅野市○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の茅野市〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇月〇〇日15:30 A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心掛ける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 社会的連帯が希薄な地域の場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼び掛けることが重要である。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難については、健常者は徒歩により行うこととする。自家用車は使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自主防災組織、区・自治会等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し「個別避難計画」に沿って、次の対応を行う。
- a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
- c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼び掛ける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、区・自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障を来さないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び茅野市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：茅野市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入れ・救援活動の支援

避難先は、茅野市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び茅野市の支援を受ける。

避難実施要領（一例）

茅野市長

○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

- ・○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- ・武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。
- ・武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。
- ・新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が不在の場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMA T (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

茅野市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（○○1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

茅野市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼び掛けるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) N B C 攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

- 市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
- 特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：茅野市役所
- イ 現地調整所設置場所：〇〇